

仙台家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成30年6月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

相原和裕，安保英勇，今津綾子，木村裕子，窪木稔，佐藤万里子，村主幸子，高田修，等々力健，中島泰徳，丸山水穂，米倉正子（50音順，敬称略）

(2) 説明者

竹内首席家裁調査官，川井首席書記官，貝原総括主任家裁調査官，吉田主任書記官，吉澤主任書記官

(3) 事務局

大山事務局長，譽田総務課課長補佐，高橋総務課庶務係長

4 議事

(1) 本日のテーマである「家事調停（夫婦関係調整調停事件）の充実について」について，家庭裁判所から説明した（説明の一環として，模擬調停の実演を行った。）。

(2) 意見交換概要

以下の事項について意見交換を行った。その概要は，別紙のとおりである。

ア 家事調停手続の進行等に関する感想及び改善点等

イ 家事調停の場における当事者と裁判所間の情報共有のための効果的なツール等

ウ 面会交流プログラムについての感想，改善点等

5 次回期日等

(1) 次回期日

平成30年11月29日（木）午後1時30分

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(別紙)

意見交換概要

(以下、☆は委員長、●は委員、◎は裁判所委員、○は説明者の発言とする。)

- ：調停期日の回数に制限はあるか。
- ：回数に制限はないため、4回、5回と期日を重ねていく場合もあるが、当事者間での合意が見込まれなくなった場合には、調停不成立として手続を打ち切ることになる。
- ：期日と期日の間は、1か月程度、間隔を空けるものなのか（模擬調停の事例において、期日の間隔が1か月程度空いていたことを受けて）。
- ◎：期日間隔は、次回までの準備としてどのくらいの期間必要かにもよる。仙台家裁の場合では、期日間の間隔はおおむね1か月程度となることが多いが、早期に解決が必要な事案では、例えば2週間程度の比較的短い間隔とする場合もある。逆に、多数当事者の事件で日程調整が困難な場合等には、1か月以上の比較的長い間隔となる場合もある。
- ：離婚調停の当事者は父母であると思うが、子の福祉の確保を重視していることを考えると、事案によっては、期日間の間隔を短く詰めた方が良いのではないかと。また、面会交流プログラム（当事者に対し、教材プレートなどを使用して、子の福祉に適った面会交流の在り方を理解させるための働き掛け）に関しては、リーフレット等を読めば内容が分かる当事者もいると思うので、宿題として期日前に読んでもらうようにして、調停の進行を促進することも考えられる。また、民間の方が調停委員を務めているようなので、調停委員側の事情で日程調整が難しい場合もあるのか。
- ：日程調整に関しては、調停委員側の事情というよりも、当事者双方の事情やスケジュールによるところが大きい。
- ：子供の意思の確認はどのようにしているのか。
- ：調停委員会での検討を経て、裁判官から調査命令を受けた家裁調査官が、例えば、当事者の家庭や裁判所の一室で、子供と面接をして話を聞くなどして意思を確認している。子供の年齢が高い場合には、書面照会の方法で意思を確認する方法も考えられる。
- ：家裁調査官のような中立的な立場から意見を聞いてもらうのは、子供にとっても良いと思うが、面会交流の事案よりも、むしろ直接親権を争っているような事案で調査をすることが多いのか。
- ◎：親権を争うような事案だけではなく、面会交流の事案であっても、面会交流に関する子供の考えなどを確認することも多々ある。また、子供の意思の把握の方法については、事案によって様々であるが、子供が関係する調停では、必ず子供のことを考えて調停を進めることを重視している。
- ：ホワイトボード（卓上で使用できる小型のボードで、調停の進行状況や検討事項の確認するためなどに使用する。）の活用は、特に代理人のいないような事案では、争点等を整理して示すために良いが、感情が絡んだ話合いの中で手一杯になっている当事者のことを考えると、宿題として考えてきてもらう事項や事務的な準備事項については、忘れないようにメモにして渡した方が良いのではないかと。と思う。
- ◎：双方に代理人弁護士がいる事案でも、その時点での合意点や残りの課題等を整理し、

認識を共有する意味で、ホワイトボードを積極的に活用していきたいと考えている。
また、次回期日までの準備事項が多い場合に、その場でホワイトボードを見るだけでは当事者が忘れてしまうことも想定されるので、何らかの工夫を検討していきたい。

- ：ホワイトボードを写真で撮影して当事者間で共有しておくことは考えられないか。
- ：民事裁判のIT化の議論がある中、電子データとしての資料の取扱いができないのは、当事者にとって不便なのではないかと思う。
- ☆：長期的な課題として検討していきたい。
- ：仮に写真が難しいのであれば、印刷機能付きのホワイトボードを活用して共有する手もあるのではないか。
- ：ホワイトボードは、調停期日の場で争点を明確化するのに良いツールであると思うが、印刷などして当事者に渡すことにすると、後でゆっくり考えようと持ち帰ったら終わりとなって、その場で争点が整理しきれなくなるおそれもある。
- ◎：合意した内容が当事者の記憶から抜け落ちてしまうと、確認した意味がなくなるので、当事者の記憶に残すための方法を考える必要はあると思う。
- ☆：合意事項について、当事者が後に意見を変えるなどの後戻りによる争いが生じないように、中間合意として調書に記録化する方法もある。
- ：面会交流プログラムを実施するのに条件はあるか。
- ◎：面会交流の調停事件や、面会交流が争点となると予想される夫婦関係調整調停事件などで、当事者が面会交流の実施に消極的であったり、子供の立場を考慮しない主張を繰り返す場合など、調停進行上、当事者に対し、子供の視点に立った面会交流について考えてもらう必要のある事案で実施している。
- ：相手の気持ちに理解が及ぶようになるなど、他方当事者の視点を取得するという意味では、とても良いプログラムであると思うので、多くの事案に対して、プログラムが適応されると良いと思う。
- ：離婚原因がDVなどの場合、面会交流の実施に危険があったり、同居親の女性が実施に不安を覚えた場合の対応方法（第三者機関であるNPO法人の面会交流への立会など）について、問題がありそうな事案では、裁判所から積極的に情報提供する工夫があっても良い。
- ◎：DVなどがあり、面会交流を認めることにより子供の心身に悪影響があるような事案であれば、子の福祉を害するとして面会交流を認めないこともある。仮に認める場合でも、弁護士や第三者機関を利用した面会交流を考えたり、安心して面会交流を実施できる場所を探すなどして調整を図っている。
- ：明らかに子供に身体的危険が及ぶような暴力があって、相手も認めているような事案であれば、裁判所も面会交流を認めない判断ができるであろうが、暴力についての明らかな証拠がない場合に、そのような判断をするのは難しいと思う。また、子供が拒否反応を明確に示している場合でも、それが同居親である母からの影響によって形成されたものなのか、子の真意として評価できるものなのかを見極めることも難しいと思う。そうした中で、第三者の立会いがあれば面会が実現できるなど、手当すべき点のはっきりしているケースには、その方法について積極的にアドバイスした方が良いと思うが、アドバイスが適切かどうかの判断が難しい事案も多いと感じている。

- : NPO 法人の活動の中で、DV や子供への虐待が関係する事案は多く見聞きしている。第三者の専門家が、子供の立場に立ちながら、父母に子供の福祉を考えてもらうように働き掛けることは大切であると思うし、互いが互いの立場を思いやるのが解決の一つの方向性であると思う。
- : 虐待事案等における家族の再統合を考えるときに、家裁で面会交流を認める判断をしたのであれば、決定後に、例えば、子供をサポートするような組織と連携を図るなどして、フォローアップの期間を設けることを視野に入れながら、今後の面会交流プログラムの発展を考えていくと良いと思う。
- ☆ : DV や虐待等が認められれば、直接の面会交流が相当と言えない場合もあるが、事実関係に疑義があれば、家裁調査官の調査による事実解明等を通して、適正に判断していくことになる。
- : 選択肢を増やすという意味で、手紙のやり取りなどの間接的な手段があることも、当事者に周知しておくと思う。
- ◎ : 直接の面会交流が難しい場合でも、別居親から子供に手紙やプレゼントを贈ることなどから始めて、子供の心情等が変化して、直接の交流に発展する場合も実例としてある。ほかに、同居親から子供の写真を送ったり、近況を知らせるなどの方法もあるので、事案に応じて柔軟に方法を選択しているのが実情である。
- : 夫婦関係調整調停の場合、夫婦が当事者と捉えがちであるが、子供も当事者であり、それを気付かせていく過程が面会交流プログラムであると思う。「子供のため」という言葉が当事者の言葉として出てくるのが、プログラムの成功の目安になるのかと思うが、実施例の中で、そうした成功例の比率はどれくらいか。
- : 比率について数値化した統計はないが、面会交流プログラムは、夫婦の視点から子供の視点に転換することに趣旨があるので、プログラムの実施を通して、子供のために面会交流が必要である旨発言するようになる当事者は比較的多いという印象がある。
- : 面会交流を子供の権利と考えると、子供が父親に会いたくないというのも一つの意見表明と言えるため、そうした事案では、子供の権利を尊重し、面会交流の実施を前提として進めるのは相当ではないと思う。